犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成29年12月8日　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成29年第３号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成29年12月８日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成23年４月１日頃から同24年７月31日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

川野伝二郎、幸松秋司、和田亨太、内川崇、西澤英樹、今井静夫、池田賢洋、小泉貫一、森下正、梅山雅史、並木誠二及び並木茜らが共謀の上、医療法人社団による医療機関債発行に係る金銭借入れの名目で金銭をだまし取ることを共同の目的とする集団を形成し、上記川野らの指揮命令に基づき任務分担に従って、被害者らに対して嘘を言い、貸し付けた金銭は医療法人社団の資産の取得に充てられ、かつ、確実に元本及び利息の返済が受けられる旨誤信させ、金銭を詐取する組織的詐欺行為。

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　医療機関債の発行者である医療法人社団名

「真匡会」（平成23年４月の変更以前は「賢和会」）

「みらい会」「心の絆」「盟生会」「悠聖会」

⑵　主な犯行態様

営業実態のない医療法人を買収し、医療機関債の発行事務を代行する「共同医療事務センター株式会社」、「ライフトゥギャザー株式会社」、「サンフラワー株式会社」等を設立し、指揮命令系統に基づき、東京方面、名古屋方面及び大阪方面という広域で営業部隊を編成した上、各勧誘者において、電話帳や名簿業者から入手した名簿を元に手当たり次第に電話をかけたり、相手方を訪問してパンフレットを見せたりするなどして、医療機関債の発行及び営業販売により借り入れた金銭が、医療器具の購入や病院建設等に用いられ、かつ、確実にその元本の返済及び約定の利息の支払がなされるように装って金銭の借入れを募り、しかも、その勧誘の際には、医療機関債が人工透析を必要としている患者の役に立つものであるなどと説明して人の善意につけ込むなどして、１口50万円最低２口からの金銭の借入れを募り、被害者宅等において現金を直接交付させたり、医療法人名義の口座に振込入金させるなどした。

5　開始決定の時における給付資金の額　金4005万6846円

6　支給申請期間　平成29年12月８日から平成30年２月７日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人氏名　①川野伝二郎、②幸松　秋司、③和田　亨太、④内川　　崇、⑤西澤　英樹、⑥今井　静夫、⑦池田　賢洋、⑧小泉　貫一、⑨森下　　正、⑩梅山　雅史、⑪並木　誠二、⑫並木　　茜

⑵　裁判所名　①、④、⑦、⑧、⑩、⑫　第一審　大阪地方裁判所、控訴審　大阪高等裁判所

②、⑤、⑥、⑪　大阪地方裁判所

③、⑨第一審　大阪地方裁判所、控訴審　大阪高等裁判所、上告審　最高裁判所

⑶　裁判年月日　①第一審　平成27年11月13日、控訴審　平成28年７月５日

②平成27年12月１日

③第一審　平成27年７月14日、控訴審　平成28年３月22日、

上告審　平成28年８月29日

④第一審　平成26年10月31日、控訴審　平成27年６月11日

⑤⑥平成26年10月31日

⑦第一審　平成27年10月16日、控訴審　平成28年６月17日

⑧第一審　平成28年１月15日、控訴審　平成28年11月30日

⑨第一審　平成27年１月27日、控訴審　平成27年９月18日、

上告審　平成28年３月15日

⑩第一審　平成27年１月27日、控訴審　平成27年９月18日

⑪平成26年12月17日

⑫第一審　平成26年12月17日、控訴審　平成27年６月16日

⑷　確定年月日　①平成28年７月20日、②平成27年12月16日、③平成28年９月15日

④平成27年６月26日、⑤平成27年３月30日、⑥平成26年11月13日

⑦平成28年７月２日、⑧平成28年12月15日、⑨平成28年４月２日

⑩平成27年10月３日、⑪平成27年１月６日、⑫平成27年６月19日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

医療法人社団「真匡会（以前の名称は「賢和会」）」及び「みらい会」による各医療機関債の発行に係る金銭借入れの名目で金銭をだまし取ることを共同の目的とする多数人の継続的結合体であって組織により反復して上記名目により金銭をだまし取ることを行う集団を構成する被告人らは、共謀の上、団体の活動として、構成員らが一体として行動する人の結合体である組織により、真実は、借り入れた金銭について、集団の経費及び被告人らの遊興費等に費消する意図であり、「真匡会」又は「みらい会」の資産の取得に充てる意図はなく、かつ、元本及び利息を発行要項どおりに全額支払う能力も意思もないのに、これらがあるように装い、各被害者に対し嘘を言い、同人らをしてその旨誤信させ、よって、平成23年４月12日から平成24年３月19日までの間、44名の被害者から合計４億8150万円の交付を受け、もって、団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財物を交付させた。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒553－8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号

大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06－4796－2200　内線3119

○　前記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は前記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。